

浄化槽機能保証制度のご案内

北海道での浄化槽機能保証制度（以下「機能保証制度」という。）についてご案内します。

1 機能保証制度とは

「浄化槽機能保証制度規約」及び「北海道浄化槽機能保証制度規約」により、一般社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）及び公益社団法人北海道浄化槽協会（以下「当協会」という。）が実施する制度です。平成25年10月より、全浄連では保証期間を10年間とし、浄化槽の信頼性を向上させています。

2 目的

浄化槽について、その機能に異常があると判定された場合に、

①当該機能異常の原因をもたらした者（以下「原因者」という。）が特定できるときは、当該原因者による機能の正常化のために必要な措置を確保する制度

②原因者が特定できないときは、全浄連及び当協会が、必要に応じた措置を講ずる制度です。この制度を設けることにより、浄化槽に対する国民の信頼を確保することを目的としています。

当事者以外による第三者により、審査が行われます。

3 機能保証制度登録の対象

- ① 全国浄化槽推進市町村協議会（以下「全浄協」という。）により登録された浄化槽（登録浄化槽管理票（B票C票）のあるもの。現在のところ、10人槽以下の浄化槽となります。）
- ② 設置整備事業に限らず、設置される①の浄化槽すべてに、適用することができます。

4 機能保証登録申請書

当該浄化槽の設置等の工事を行う者。



6 機能保証制度登録申請の流れ

- (1) 申請 保証登録申請書に必要事項を記入し、保証登録手数料を添えて、(公社)北海道浄化槽協会総務部(次のページ参照)に提出してください。
- ①申請書 申請書は、毎年度初めに、浄化槽整備事業の計画に応じ各市町村に配布しています。また、当協会でも無料配布していますので、申請書が必要の際は市町村担当窓口もしくは当協会総務部までお問い合わせください。
- ②保証登録手数料 現金書留か銀行振込により払込み(協会総務部へ持参も可)
- i 現金書留 申請書と手数料を同封してください。
- ii 銀行振込 予め裏面に記載されている口座に振込みし、受取書の写しを申請書に同封してください。払込人は、登録申請者(施工業者)としてください。
- (2) 登録確認 当協会では申請内容を確認後、「確認印」を押印し、「申請者用」「市町村用」は、申請者に返送いたします。「設置者用」は、使用開始後、当協会から設置者に直接送付します。
- (3) 登録済証 申請者は、登録済証(シール)を設置した浄化槽周辺に貼付してください。
- (4) 添付 浄化槽整備事業などの必要に応じ、添付資料として「市町村用」に提出してください。

お問い合わせは(公社)北海道浄化槽協会総務部 TEL011-823-4755まで

浄化槽機能保証制度に関して

(1) 登録手数料

北海道浄化槽協会 会員業者 1件当たり3,800円
一般業者 1件当たり9,800円

(2) 振込先(機能保証登録関係)

〔口座・番号〕北海道銀行 平岸支店 普通口座 0942852
〔名 義〕公益社団法人北海道浄化槽協会

(3) 連絡先

公益社団法人北海道浄化槽協会 総務部
〒062-0935 北海道札幌市豊平区平岸5条7丁目7番10号
〔電話〕011-823-4755 〔FAX〕011-823-4757

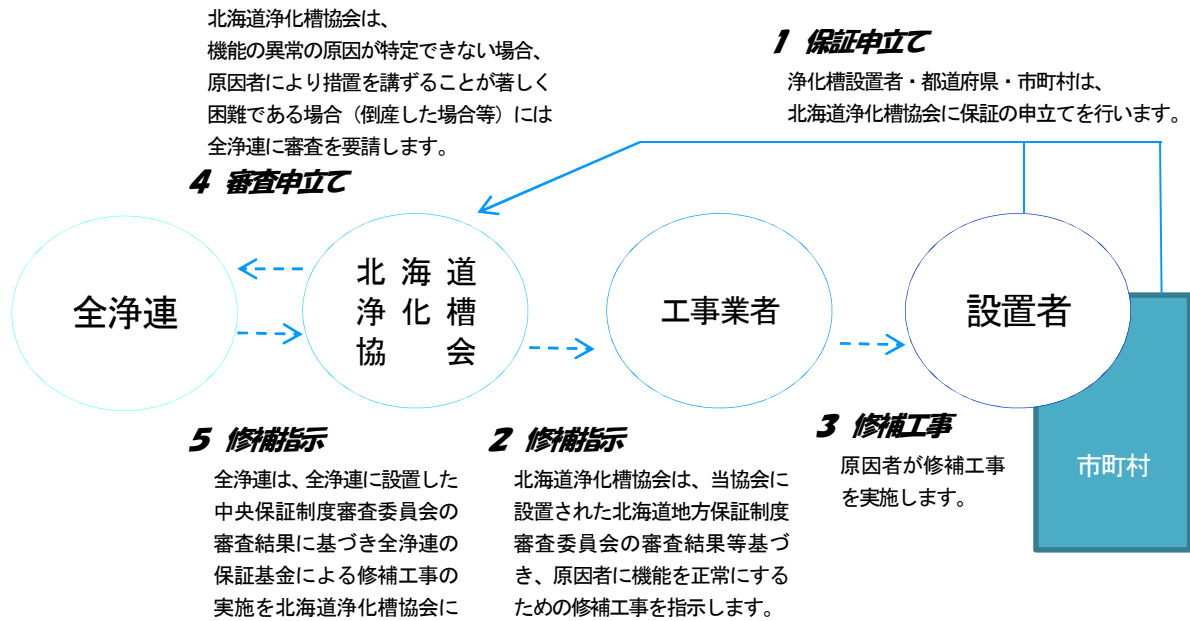
保証制度のメリット

浄化槽に対する
国民の信頼が
高まります。

万一、原因不明の機能
の異常が発生した場合、
保証基金が対応する
ので安心です。

浄化槽設置者、
市町村と浄化槽
工事業者との信頼
関係が高まります。

機能異常に対する保証の流れ



《全国の保証対応事例》

都道府県	支払理由	機能異常
茨城県	原因者による修補が著しく困難	マンホール口の嵩上げ
福島県	原因者の特定困難	浄化槽浮上事故
鹿児島県	原因者による修補が著しく困難	ブロワーの容量不足による機能低下
茨城県	原因者による修補が著しく困難	本体破損による機能低下
北海道	原因者の特定困難	本体破損による機能低下
徳島県	原因者の特定困難	仕切板の破損（穴）による処理能力低下
熊本県	原因者の特定困難	本体等破損での漏水による機能低下
鹿児島県	原因者による修補が著しく困難	上部スラブ周囲の陥没による埋戻不良
熊本県	原因者の特定困難	浄化槽本体亀裂による機能低下
鹿児島県	原因者による修補が著しく困難	隔壁の既存穴による汚水短絡
鹿児島県	原因者による修補が著しく困難	隔壁の接合部の低位による汚水短絡

※支払理由の「原因者による修補が著しく困難」とは、原因者の倒産などによるものです。

《北海道の事例》

平成14年度、平成25年度、平成27年度に、道内で修補の対象となる事例がありました。平成14年度は浄化槽外壁の破損による機能低下、平成25年度及び平成27年度は浄化槽内部の一部破損による機能低下があり、審査委員会による審査の結果、「原因者を特定できない」とされ、保証の対象となりました。